

13 市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調（令和元年度）

(1) 市町村民税所得割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (6%又は8%)	超過税率	合 計	ほか不均一 課税団体
市 町 村 数	2	1,738	1	1,741	—
構 成 比	0.1%	99.8%	0.1%	100.0%	—

(注) 1 「市町村民税の税率等に関する調」(平成31年4月1日現在)による。

(注) 2 東京都特別区は、特別区ごとに1団体として計上している。

(注) 3 平成31年4月1日現在の所得割超過税率採用団体  
豊岡市6.1%(平成21年度から)

(注) 4 平成31年4月1日現在の所得割標準税率未満採用団体  
名古屋市7.7%(平成24年度より5.7%としていたが、平成30年度より県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲分2.0%上乗せ)  
田尻町5.4%(平成29年度から)

(2) 市町村民税個人均等割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (3,500円)	超過税率	合 計	ほか不均一 課税団体
市 町 村 数	2	1,737	2	1,741	—
構 成 比	0.1%	99.8%	0.1%	100.0%	—

(注) 1 (1)の(注)1,2に同じ。

(注) 2 平成31年4月1日現在の均等割超過税率採用団体  
横浜市4,400円(平成21年度から) 神戸市3,900円(令和元年度から)

(注) 3 平成31年4月1日現在の均等割標準税率未満採用団体  
名古屋市3,300円(平成24年度から) 田尻町3,200円(平成29年度から)

(3) 市町村民税法人税割

区 分 団体区分	標準税率 (9.7%)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団体	合 計
		9.8% ～10.5%	10.6% ～11.3%	11.4% ～12.0%	12.1%				
人口50万以上の市	2	—	—	—	5	5	20	27	
人口5万以上 50万未満の市	90	3	8	4	236	251	149	490	
人口5万未満の市	78	5	5	3	166	179	18	275	
町 村	552	7	12	16	311	346	28	926	
合 計	722	15	25	23	718	781	215	1,718	
構 成 比	42.0%	0.9%	1.5%	1.3%	41.8%	45.5%	12.5%	100.0%	

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。

(注) 2 法人税割は、都が都民税として徴収しているため東京都特別区は含まれない。

(4) 市町村民税法人均等割

(イ) 法第312条第1項第1号の法人

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (50,000円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			50,100円～ 54,900円	55,000円～ 57,900円	58,000円～ 59,900円	60,000円			
人口50万以上の市	—	21	1	—	—	5	6	—	27
人口5万以上 50万未満の市	—	367	—	1	—	122	123	—	490
人口5万未満の市	—	198	—	—	—	77	77	—	275
町 村	—	755	—	1	—	170	171	—	926
合 計	—	1,341	1	2	—	374	377	—	1,718
構 成 比	0.0%	78.1%	0.1%	0.1%	0.0%	21.8%	21.9%	0.0%	100.0%

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。

(注) 2 法人均等割は、都が都民税として徴収しているため東京都特別区は含まれない。

(ロ) 法第 312 条第 1 項第 2 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (120,000 円)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団体	合 計
			120,100 円～ 131,900 円	132,000 円～ 138,900 円	139,000 円～ 143,900 円	144,000 円				
人口 50 万以上の市	—	21	1	—	—	5	6	—	27	
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	360	—	2	—	128	130	—	490	
人口 5 万未満の市	—	198	—	—	—	77	77	—	275	
町 村	—	755	—	1	—	170	171	—	926	
合 計	—	1,334	1	3	—	380	384	—	1,718	
構 成 比	0.0%	77.6%	0.1%	0.2%	0.0%	22.1%	22.4%	0.0%	100.0%	

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ハ) 法第 312 条第 1 項第 3 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (130,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			130,100 円～ 142,900 円	143,000 円～ 149,900 円	150,000 円～ 155,900 円	156,000 円			
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	359	—	1	—	130	131	—	490
人口 5 万未満の市	—	198	—	—	—	77	77	—	275
町 村	—	755	—	1	—	170	171	—	926
合 計	—	1,332	1	2	—	383	386	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.5%	0.1%	0.1%	0.0%	22.3%	22.5%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ニ) 法第 312 条第 1 項第 4 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (150,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			150,100 円～ 164,900 円	165,000 円～ 173,900 円	174,000 円～ 179,900 円	180,000 円			
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	359	—	1	—	130	131	—	490
人口 5 万未満の市	—	198	—	—	—	77	77	—	275
町 村	—	755	—	1	—	170	171	—	926
合 計	—	1,332	1	2	—	383	386	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.5%	0.1%	0.1%	0.0%	22.3%	22.5%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ホ) 法第 312 条第 1 項第 5 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (160,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			160,100 円～ 175,900 円	176,000 円～ 184,900 円	185,000 円～ 191,900 円	192,000 円			
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	357	—	1	—	132	133	—	490
人口 5 万未満の市	—	198	—	—	—	77	77	—	275
町 村	—	755	—	1	—	170	171	—	926
合 計	—	1,330	1	2	—	385	388	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.6%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(へ) 法第 312 条第 1 項第 6 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (400,000 円)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団体	合 計
			400,100円～ 439,900円	440,000円～ 463,900円	464,000円～ 479,900円	480,000円				
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27	
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	357	—	1	—	132	133	—	490	
人口 5 万未満の市	—	198	—	—	—	77	77	—	275	
町 村	—	755	—	1	—	170	171	—	926	
合 計	—	1,330	1	2	—	385	388	—	1,718	
構 成 比	0.0%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.6%	0.0%	100.0%	

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ト) 法第 312 条第 1 項第 7 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (410,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			410,100円～ 450,900円	451,000円～ 474,900円	475,000円～ 491,900円	492,000円			
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	357	—	1	—	132	133	—	490
人口 5 万未満の市	—	198	—	—	—	77	77	—	275
町 村	—	755	—	1	—	170	171	—	926
合 計	—	1,330	1	2	—	385	388	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.6%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(チ) 法第 312 条第 1 項第 8 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (1,750,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一 課税団体	合 計
			1,750,100円～ 1,924,900円	1,925,000円～ 2,029,900円	2,030,000円～ 2,099,900円	2,100,000 円			
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	357	—	1	—	132	133	—	490
人口 5 万未満の市	—	198	—	—	—	77	77	—	275
町 村	—	755	—	1	—	170	171	—	926
合 計	—	1,330	1	2	—	385	388	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.6%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(リ) 法第 312 条第 1 項第 9 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (3,000,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一 課税団体	合 計
			3,000,100円～ 3,299,900円	3,300,000円～ 3,479,900円	3,480,000円～ 3,599,900円	3,600,000 円			
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	357	—	1	—	132	133	—	490
人口 5 万未満の市	—	198	—	—	—	77	77	—	275
町 村	—	755	—	1	—	170	171	—	926
合 計	—	1,330	1	2	—	385	388	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.6%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

## (5) 固定資産税

区分 団体区分	標準税率未満			標準税率				超過課税				計		不均一 課税団体 等
	税率	市町村数	比率	税率	市町村数	比率	税率	市町村数	比率	市町村数	比率	市町村数	比率	
人口50万以上の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	28	100.0	—	—	—	28	100.0	—	—	18
人口5万以上 50万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	455	92.9	超以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$ 超以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$ 超以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$ 小計	34 1 —	6.9 0.2 —	490	100.0	234	—	—
人口5万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	224	81.5	超以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$ 超以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$ 超以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$ 小計	48 3 —	17.5 1.1 —	275	100.0	196	—	—
町 村	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	860	92.9	超以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$ 超以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$ 超以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$ 小計	51 15 —	5.5 1.6 —	926	100.0	328	—	—
合 計	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	1,567	91.2	超以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$ 超以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$ 超以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$ 小計	133 19 —	7.7 1.1 —	1,719	100.0	776	—	—

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。

2 東京都特別区は、1団体として計上している。

3 比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。